

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年10月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|-------------------------------|--------|---------------------------|--|--------------------------------|--|-------|------------|
| 20231003 | 有限会社 中村運輸機工 (法人番号 7010802010734)代表者: 中村 雅浩 | 東京都大田区東糀谷1 -19-14 | 本社 | 東京都大田区東糀谷1 -19-14 | 事業停止(30日間)、輸 送施設の使用停止(50 日車)、輸送の安全確 保命令 | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第18条 第1項 | 行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和 4年10月26日及び同年11月17日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)点 呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等記 録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計 による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示 書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に 対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6) 高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条 第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の選任義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(10)運行管理者の解 任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(11)事業計画の変更 認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)報告義務違反(貨物自動車 運送事業法第60条第1項) | 35 | 35 |
| 20231003 | 佐藤 充夫 | 群馬県太田市牛沢町9 63-10 | 本店 | 群馬県太田市牛沢町96 3-10 | 輸送施設の使用停止 (120日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月7日及び同年12月5 日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理規程の制定違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第21条第1、2項)、(7)日常点検の実施違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第47条の2)、(8)定期点検整備 の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第 48条)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の5)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第23条第1項)、(11)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第 9条第1項) | 12 | 12 |
| 20231003 | 株式会社 オザワ(法人番 号7020001123980)代表 者:小澤 清壽 | 神奈川県横浜市鶴見 区鶴見中央4-38-1 9 | 本社 | 神奈川県横浜市鶴見区 鶴見中央4-38-19 | 輸送施設の使用停止 (40日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月22日及び令和5年1 月16日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)運行管理者の講習受 講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(5)報告義務違 反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 4 | 4 |
| 20231003 | 有限会社 綿貫運送(法人 番号6040002079932)代表 者:綿貫 尚利 | 千葉県山武市木原17 48-2 | 本社 | 千葉県山武市木原181 9-2 | 輸送施設の使用停止 (10日車) | 貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項 | 酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月 22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 1 | 1 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年10月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|--------------------|--------|--------------------|-----------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20231003 | 和田運輸 株式会社(法人番号3030001014596)代表者:和田 拓也 | 埼玉県さいたま市緑区三室2410-1 | 浦和 | 埼玉県さいたま市緑区三室2402-7 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月25日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 0 | 0 |
| 20231010 | 株式会社 サランウイング サービス(法人番号5060001023683)代表者:櫻井 強志 | 栃木県栃木市藤岡町都賀2478-1 | 本社 | 栃木県栃木市藤岡町都賀2478-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和5年6月8日及び同年9月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20231011 | 有限会社 宮本運輸(法人番号8060002024307)代表者:宮本 聡 | 栃木県那須塩原市一区町136-5 | 本社 | 栃木県那須塩原市一区町136-5 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年6月27日及び同年7月28日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20231017 | 株式会社 大協(法人番号8070001012682)代表者:松井 清 | 群馬県藤岡市鬼石501-4 | 本社 | 群馬県藤岡市鬼石501-4 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業法第9条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月30日及び同年12月2日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 5 | 5 |
| 20231017 | 有限会社 松井運輸(法人番号2070002016614)代表者:金井 正弘 | 群馬県甘楽郡甘楽町白倉96-1 | 本社 | 群馬県甘楽郡甘楽町大字福島281 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月30日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 5 | 5 |
| 20231017 | 佐々木土木 株式会社(法人番号4011701012171)代表者:佐々木 更三 | 東京都江戸川区南葛西6-2-1 | 本社 | 東京都江戸川区南葛西6-2-1 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年4月24日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 3 | 3 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年10月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|--------------------|--------|--------------------|-----------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20231024 | 有限会社 丸昌運輸(法人番号2060002030748)代表者:高田 昌幸 | 栃木県下野市石橋1563-78 | 本社 | 栃木県下野市石橋1563-78 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月28日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条) | 3 | 3 |
| 20231031 | 有限会社 ツル重機(法人番号3090002010358)代表者:志村 保夫 | 山梨県都留市境595 | 本社 | 山梨県都留市境595 | 輸送施設の使用停止(140日) | 道路運送車両法第58条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年10月12日及び同年11月14日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(10)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第58条第1項) | 14 | 14 |
| 20231031 | 株式会社 ファニーネットワーク(法人番号7021001055363)代表者:八木 千秋 | 神奈川県相模原市中央区中央5-8-6 | 本社 | 神奈川県相模原市中央区中央5-8-6 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年12月2日及び令和5年1月19日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 8 | 8 |
| 20231031 | 丸送物流 株式会社(法人番号4120101050903)代表者:松村 寛二 | 大阪府貝塚市三ツ松823-9 | 神奈川 | 神奈川県厚木市妻田西1-15-12 | 輸送施設の使用停止(70日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月19日及び同年11月11日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 7 | 7 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年10月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---------------------------------------|--------------|--------|--------------|-----------------|-------------------|---|-------|------------|
| 20231031 | 中央運送 株式会社(法人番号9010001050167)代表者:椎名 幸子 | 東京都中央区豊海町6-3 | 本社 | 東京都中央区豊海町6-3 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業法第17条第3項 | 過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項) | 3 | 3 |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)